

# 電磁石銃（コイルガン）

## 無償引取りしています！

令和7年3月1日、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が施行され、**電磁石銃（コイルガン）の所持が原則として禁止（※）**となりました。経過措置として**法改正の施行時に電磁石銃を所持している方に限り**警察署において無償引取りをしています。



**（※）改正後は、所持許可が必要となり、許可を受けず新たに購入・製造等して所持した場合は違法となり引取り対象になりません！**

- ◎ 引取り期間は、令和7年8月31日までの間です。（※1）
- ◎ 電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃であれば引取り対象となります。
- ◎ 壊れているものや威力の弱いもの、金属性弾丸のみでも引取ります。
- ◎ 引取り時に、身分確認及び処分依頼書（※2）の提出が必要です。

※1 引取り期間期間以降は、許可を受けず所持を続けた場合は不法所持となるのでご注意ください。

※2 県警HPからダウンロードしてご使用ください。



**具体的な引取り方法については最寄りの警察署へご相談ください。**

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正については  
こちらをご覧ください。



愛知県警察

令和7年3月

愛知県警察本部 保安課